

府子本第 636 号
子発 0519 第 4 号
令和 4 年 5 月 19 日

公益財団法人児童育成協会
理事長 鈴木 一光 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
藤原 朋子

厚生労働省子ども家庭局長
橋本 泰宏

「企業主導型保育事業等の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日付け府子本第 370 号、雇児第 0427 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連盟通知）により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。